

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年 12月10日～16日

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

北朝鮮による拉致問題は まだ全面解決をしていません

救う会埼玉では、毎年12月の第2日曜日の定例署名活動に
上田埼玉県知事、県議会議員の皆さんをお迎えして
浦和駅前にて街頭署名活動を行っています。今年は12月9日

